

「横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）」
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業【B区分】（一部エリア）」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表に当たっては、実施要領、募集要項、要求水準書、受託候補者選定基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) 本プロポーザルへの参加条件
- (3) プロポーザルの手続
- (4) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (5) 評価委員会及び評価に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 会社概要、業務実績
- (2) 事業計画、財務状況
- (3) 当該事業の役割、抱負
- (4) 工場の施設、設備
- (5) 給食調理の体制
- (6) 衛生管理
- (7) 配送体制
- (8) サンプル献立の作業工程、作業動線
- (9) 危機管理体制
- (10) ワークライフバランス、障がい者雇用に関する取組

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 財務状況
- (2) 事業実績
- (3) 活動拠点
- (4) 調理施設・設備、供給能力
- (5) 給食調理体制
- (6) 衛生管理体制
- (7) 危機管理体制
- (8) 配送・配膳体制
- (9) 環境負荷の軽減への取組
- (10) ワークライフバランス、障がい者雇用に関する取組

- (11) 受託に対する考え方、抱負
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 評価事項については、必要により学識経験者等から意見を聴取することができるものとする。
 - 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 前条に定めるプロポーザルの評価にあたっては、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|--------------------|
| 委員長 | 教育委員会事務局総務部長 |
| 副委員長 | 教育委員会事務局学校教育企画部長 |
| 委員 | 教育委員会事務局東部学校教育事務所長 |
| 委員 | 医療局健康安全部監視等担当部長 |
| 委員 | 横浜市立中学校長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。